

[事案 2020-138] 損害賠償請求

・令和2年12月8日 裁定終了

<事案の概要>

契約形態の変更にかかる保険会社および募集人の案内不足等を理由に、税額の差額相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年4月に契約した個人年金保険（契約①）および平成2年5月に契約した個人年金保険（契約②）について、以下等の理由により、実際に支払う贈与税額と、税務署宛て支払調書の記載内容が変更される前に契約形態を変更していた場合に支払う税額との差額を損害賠償してほしい。

- (1) 契約①について、契約時に募集人から、年金受取人が妻であるため、年金受取時に多額の贈与税がかかってしまうが、満期直前に名義変更（契約者と年金受取人を同一に変更）をすれば良いと説明を受けて契約した。
- (2) 契約②について、平成5年4月に年金受取人を自分から妻に変更した際、契約①と同様に、募集人から、満期直前に名義変更をすれば良いと説明を受けた。
- (3) 平成30年1月に支払調書の記載内容が変わることになり、他社含め多くの募集人が、契約形態の変更を勧めていたようだが、自分だけには、保険会社からも当時の担当者からも一切連絡がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立人に対し、契約①の申込時および契約②の受取人変更時に、誤った説明をした事実は確認できなかった。
- (2) 契約者変更または受取人変更による租税回避を誘発する懸念があったので、支払調書の記載内容変更にあたって、当社からの能動的な案内はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時以降の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、支払調書の記載内容変更にあたって保険会社および担当者が契約形態の変更を勧めるように説明する義務は認められず、税額の差額相当額の損害賠償は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。